

# 宿毛市における小中学校整備事業

～官民連携事業の実施に向けて～

## 【 事 前 方 針 】

平成30年2月22日

高知県 宿毛市

## 目次

はじめに .....	2
1. 本方針の位置づけ.....	2
2. 本事業の考え方について.....	2
(1) 事業内容に関する事項.....	2
(2) 事業の選定に向けた検討事項.....	3
(3) 事業の公表に関する事項.....	4
3. 民間事業者の募集及び選定に関する考え方について.....	4
(1) 民間事業者の募集及び選定に関する基本的な考え方.....	4
(2) 民間事業者の募集及び選定の手順.....	4
(3) 民間事業者を選定しない場合.....	5
4. 民間事業者に対する要求事項について.....	5
(1) 期待されるサービス水準.....	5
(2) 責任分担に関する基本的な考え方.....	5
(3) 民間事業者の責任の履行に関する事項.....	5
5. 事業スケジュールについて.....	6
6. 本事前方針に関する担当部署及び質問・意見・対話の受付.....	6
(1) 本事前方針に関する窓口（問合せ先）.....	6
(2) 事前方針に対する質問・意見の受付.....	6

## はじめに

宿毛市（以下、「市」という。）では、現在、全国的にも課題となっている公共施設等の老朽化が進行しており、今後、適切な維持や整備が必要であるため、市では、保有する公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点で更新・統廃合・長寿命化などの対策を検討できるよう、平成 29 年 3 月に「宿毛市公共施設等総合管理計画」を策定するなどの取組を行ってきた。

今後は、「宿毛市公共施設等総合管理計画」並びに南海トラフ地震対策を基に、財政負担の軽減・平準化、公共施設等の全体最適化に向けて、公共施設再編の実行へと移行する段階であり、特に、今年度は、「宿毛市公共施設等総合管理計画」に記載されている施設のうち、長年議論してきた宿毛小学校建設について、低廉で良質な公共サービスの提供及びコスト削減を目指して、官民連携手法の導入を検討している。

そこで、市は、宿毛小学校建設における官民連携手法の導入に向け、民間事業者に対する幅広い周知を行うとともに、事業の実現可能性を高めることを目的に、「事前方針」（以下、「本方針」とする。）を公表することとする。

### 1. 本方針の位置づけ

市は、「宿毛市における小中学校整備事業」の実施において、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）（以下「PFI法」）」の規定に基づき、実施方針を策定・公表することを視野に入れて、事業の実現可能性の検討と事業スキームの検討を進めている。

本方針は、市の取組を事前に発信していくとともに、民間事業者との対話等を実施していくことで、官民連携による公共空間整備及び運営に新しい価値の創出を図る目的から、「事前方針」として位置付けるものとする。

### 2. 本事業の考え方について

#### （1）事業内容に関する事項

本事業では、現在建設に向けて取り組んでいる「宿毛小学校・中学校」に係る再編の取組において、公共サービスの維持・向上、コスト削減などの定量的・定性的効果を最大限発揮した事業の実現を目指している。

本事業において、検討している事業内容については、以下のとおりである。

#### i) 宿毛小・中学校整備及び維持管理に関する事業

宿毛小・宿毛中学校の敷地内に小学校と中学校を整備し、維持管理を実施する。なお、整備地については、別紙に記載する。

#### ii) 応募事業者の独自の収益事業

応募事業者は、市が定めるサービス水準を満たす事業のほか、市の地域にふさわしくない事業若しくは公序良俗に反する事業でない限り、独立採算による収益事業を別途企画し併せて運営することができる。

#### iii) 既存の行政サービスの代行事業

応募事業者は、市が実施する行政サービスの一部又は全部を、本事業を通じて代行することにより、サービスの実績に応じた費用を市より受けることが可能である。さらに、代行するサービスを民間事業の独立採算事業として実施することも提案可能である。

### (2) 事業の選定に向けた検討事項

#### i) 事業内容

本事業は、(1)の事業内容を中心に、市と民間事業者及び市民が協働して取り組むことで、低廉で良質な公共サービスの提供・コスト削減を目指せる内容を事業内容として想定している。

なお、現状では、公共施設の再編の観点、PFI事業による実施の観点から、より事業の実現可能性を高め、より定性的・定量的な効果を最大限発揮する事業内容を検討している段階であり、今後の検討状況に応じて、事業内容を変更する場合もある。

#### ii) 事業方式

現状では、事業方式を下記の方式のうち、いずれかを想定している。

方式	説明
BTO	応募事業者が、設計・建設した施設の所有権を市に移転し、市が契約終了まで、所有権を所有し続ける方式。
BOT	応募事業者が設計・建設した施設を契約期間、所有し続け、契約終了後に所有権を市へ移転する方式。
BOO	応募事業者が設計・建設した施設を所有し続ける方式。
定期借地権	市が所有する土地を応募事業者が定期借地権の設定により活用する方式。
賃貸借	応募事業者が所有（企画）する施設の一部又は全部を市が賃貸借契約により

方式	説明
	借りる方式。

### iii) 事業期間及び事業範囲

事業期間は、30年程度を想定し、事業範囲は、(1)に記載している事業内容に関わる範囲を想定している。なお、現状では、公共施設の再編の観点、PFI事業による実施の観点から、より事業の実現可能性を高め、より定性的・定量的な効果を最大限発揮する事業内容を検討している段階であり、今後の検討状況に応じて、事業期間及び事業範囲を見直す場合もある。

## (3) 事業の公表に関する事項

### i) 特定事業の選定の考え方

本事業は、PFI事業等の行政と民間が対等な役割分担を行う官民連携手法により実施することで、地域の資源（ヒト、モノ、カネ、情報、空間等）に好循環を促す可能性が高いと判断した場合に、「PFI法」第7条の規定に基づく特定事業として選定する。

### ii) 特定事業の選定結果の公表

本事業を特定事業と選定した場合は、公告その他の手続をもって速やかに公表する。

## 3. 民間事業者の募集及び選定に関する考え方について

### (1) 民間事業者の募集及び選定に関する基本的な考え方

本事業は、「PFI法」の規定に基づいたPFI手法により実施を検討している。市の財政負担の縮減のみに評価視点を置くのではなく、性能発注による民間事業者の創意工夫を活かした質の高い公共サービス提供という、PFI手法が持つ本来の特性を最大限活かせるよう定性評価に比重を置くものとする。

### (2) 民間事業者の募集及び選定の手順

応募事業者の募集は、広く民間応募事業者から提案を募集し、低廉で良質な公共サービスの提供、コスト削減を目指し、官民協働のパートナーとなる事業者を優先とする。なお、応募事業者の選定は、リスク<sup>1</sup>分担、提供されるサービスの内容や水準、公共性、安定性等

<sup>1</sup> リスク…業務を遂行するうえで発生する成功阻害要因で、不確実にしかり予測できない事柄が原因で発生し得る損失や、事業が遅延する事態等が生じる可能性のことを言う。

の幾つかの評価基準に基づき、民間事業者の創意工夫を柔軟に評価し、総合的に公共サービスの受け手である住民にとって最も高い価値を創造するものに限り、事業提案者、事業参加業者として選定する。

### **(3) 民間事業者を選定しない場合**

上記(2)による募集及び選定を行い、適切な事業者がなかった場合には、選定しない。

## **4. 民間事業者に対する要求事項について**

### **(1) 期待されるサービス水準**

PFI手法によって事業を実施することにより、民間事業者には、下記の内容を期待する。

- ・低廉で良質な公共サービスの提供
- ・公共施設再編に関する課題の解決
- ・地域課題の解決のきっかけづくり
- ・市内事業者の参画や魅力的な公共空間の実現による地域経済の活発化
- ・独立採算による収益事業、既存の行政サービスの代行やこれまでになかった新たな価値を創造する諸事業の創意工夫

### **(2) 責任分担に関する基本的な考え方**

本事業は、市と応募事業者との間において適切なリスク分担（リスク移転）を確保することで、より質の高いサービスの継続的な提供を目指すものとする。複数の業務が存在する場合は、各業務を適切に履行でき、かつ発生するリスクを適切に負える者が管理するものとする。

ただし、応募事業者が適切にリスク管理できないものについては、市がその全て又は一部を負うこととする。

### **(3) 民間事業者の責任の履行に関する事項**

応募事業者は、自ら提案し実行する独立採算で実施する業務等について、予測される全てのリスクを負うものとする。市と応募事業者のリスク分担は、関係する応募事業者との対話を踏まえて、リスク分担表を作成し、必要に応じて更新するものとする。

## 5. 事業スケジュールについて

	項目	日程
1	実施方針の公表	H30年4月～6月頃
2	特定事業の選定及び公表・募集要項・要求水準書等の公表	H30年6月～9月頃
3	企画提案書提出期限	H30年11月～12月頃
4	事業者の選定	H31年2月～3月頃
5	本事業にかかる契約の締結	H31年6月頃

ただし、事業を進めるにあたって民間事業者との対話等を踏まえ、見直す必要性が生じた場合に限り、事業スケジュールの変更の可能性があるものとする。

## 6. 本事前方針に関する担当部署及び質問・意見・対話の受付

### (1) 本事前方針に関する窓口（問合せ先）

担当部署：宿毛市 総務課 管財係  
住所：〒788-8686 高知県宿毛市桜町2番1号  
電話番号：0880-63-0948  
Eメール：sukumo@city.sukumo.lg.jp

### (2) 事前方針に対する質問・意見の受付

本事前方針に対する質問・意見の受付については次のi) からiv) のとおりとする。なお、寄せられた質問・意見については、公表しないものとする。

#### i) 質問等受付期間

H30年2月22日（木）～H30年3月16日（金）

#### ii) 対話期間

H30年3月1日（木）～H30年3月30日（金）《土・日を除く》

#### iii) 提出先

上記（1）に同じ。

#### iv) 提出方法

本事前方針に対する質問・意見を簡潔にまとめ、「事前方針に関する対話申込書及び質問書（様式1）」に記入し、持参、郵送、宅配便又は電子メールのいずれかにより提出する。